

「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画について

【次世代育成支援対策推進法とは】

次の世代を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境を作るために、国・地方公共団体、事業主・国民が担う責務を明らかにし、平成 17 年 4 月 1 日から計画的に取り組んでいくためになされたものです。

【一般事業主行動計画とは】

企業が、子育てをしている労働者の職業生活を家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などを行うために策定する計画です。

【行動計画】

職員が仕事と家庭の両立ができる働きやすい環境づくりを通じ、すべての職員がその能力を発揮できるようにするため次の行動計画を策定する。

計画期間	2019 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日
計画内容	
目標 1	計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準以上にする。(但し、育児休業制度適用除外者を除く) 男性職員・・・計画期間に一人以上取得すること 女性職員・・・取得率を 90%以上にすること
対策	・ 男性の育児休暇が取得可能なことについては掲示物や社内メール、パンフレット等での制度の周知。 ・ 女性の育児休業の取得率の維持を図る。
目標 2	事業所内保育施設が継続的に職員の子供が預けられるよう適切な運営を行う。
対策	・ 法人の費用負担を軽減するため、可能な補助金の申請を適切に行う。
目標 3	妊娠中や産休、育休復帰後の女性の為の相談窓口の設置。
対策	・ 相談窓口の設置を掲示物や社内メール等での周知。
目標 4	子供参観日の実施。
対策	・ 希望職員の応募窓口設置を掲示物や社内メール等での周知。 ・ 随時対応できる体制を整える。